

令和元年9月12日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

3 番 高 松 昭 三

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 谷 川 清 高
事 務 局 長 補 佐 高 本 将 行
議 事 管 理 係 長 小 野 原 竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
会計管理者兼会計課長		中	島		剛
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
人権・同和対策課長		江	口	清	一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市	民	梶	山	照	之
税	務	山	口	徹	也
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農業委員会事務局長		田	中	宏	幸
都	市	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	広	瀬	義	樹
教育次長兼教育総務課長		山	崎	公	和
生涯学習課長兼中央公民館長		幸	尾	か	おる
監	査	村	田	敏	樹

令和元年 9 月 12 日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 報告第 5 号 平成30年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第 2 議案第52号 平成30年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第53号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第54号 平成30年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第55号 平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第56号 平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第57号 平成30年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第58号 平成30年度鹿島市水道事業会計決算認定について
(一括大綱質疑、決算審査特別委員会付託)
- 日程第 3 議案第59号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第 4 議案第60号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第 5 議案第61号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第 6 議案第62号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、討論、採決)
- 日程第 7 議案第63号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第 8 議案第64号 鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 報告第5号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．報告第5号 平成30年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

おはようございます。報告第5号 平成30年度鹿島市土地開発公社決算について御説明申し上げます。

議案書は1ページでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成30年度鹿島市土地開発公社の決算を別紙のとおり報告するものでございます。

別冊の決算書を御準備願います。

決算書1ページをお開きください。

平成30年度は公有地の取得及び処分は実施をいたしておりません。

理事会の開催状況、監査の状況につきましては、記載のとおりでございます。

2ページをお願いします。

役員及び職員の一覧表でございます。事務局は企画財政課が所掌いたしております。

3ページをお願いいたします。

平成30年度収入支出決算書でございます。収入は予算額61千円に対し、決算額61,405円となっております。

4ページをお願いします。

支出は予算額61千円に対し、決算額14,648円でございます。

備考欄記載のとおり、監査費用弁償、九州地区土地開発公社等連絡協議会の負担金及び振込手数料となっております。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。3の販売費及び一般管理費、事業損失14,230円は、4ページの支出決算額14,648円から消費税418円を差し引いた額でございます。

4の事業外収益、受取利息61,405円は預金の利息収入でございます。

5の事業外費用、雑損失418円は消費税でございます。

経常利益、当期純利益は収入合計から支出合計を差し引いた46,757円となり、令和元年度

に繰り越すものでございます。

6 ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部は、現金預金として資産合計36,962,521円を市内金融機関へ預金として保管いたしております。

負債の部はございません。

資本の部、1. 資本金の基本財産は定款規定の1,500千円でございます。

2. 準備金の前期繰越準備金は35,415,764円、当期純利益は46,757円、準備金合計が35,462,521円となっております。

資本合計は基本財産の1,500千円を加え、36,962,521円となっております。

7 ページは準備金計算書でございます。8 ページは財産目録、9 ページ、10 ページは決算監査意見書の写しでございます。11 ページは資本金明細表、12 ページは現金及び預金明細表となっております。御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第5号は終わります。

日程第2 議案第52号～議案第58号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 議案第52号 平成30年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 平成30年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号 平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号 平成30年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号 平成30年度鹿島市水道事業会計決算認定について、以上の7議案は一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。中島会計管理者。

○会計管理者（中島 剛君）

それでは、議案第52号から議案第57号までの平成30年度の鹿島市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、別冊の平成30年度鹿島市歳入歳出決算書により一括して説明いたします。

なお、説明の都合上、ページが前後いたしますことを御了承をお願いいたします。

まず初めに、議案第52号、一般会計について説明いたします。

決算書3ページをお願いいたします。

表の一番下にありますがけれども、歳入合計欄の予算現額は15,558,038千円で、前年度より735,530千円の増となっております。調定額は15,111,277,445円、収入済額は14,938,182,098円で約555,600千円の増、調定額に対する収入率は98.9%となっております。また、不納欠損額は19,537,811円で約7,600千円の増、収入未済額は153,557,536円で約18,000千円の減となっております。

次に、歳出を説明いたします。6ページをお願いいたします。

表の一番下になりますけれども、歳出合計欄の支出済額は14,554,778,723円で、予算執行率は93.6%となっております。翌年度繰越額は528,899千円で、小学校大規模改造整備事業など12事業となっております。また、不用額は474,360,277円で、この結果、歳入歳出残額383,403,375円となり、この中には翌年度に繰り越すべき財源30,600千円を含んでおります。

次に、事項別明細書により、歳入の主な款について説明をいたします。20ページをお願いいたします。

1 款．市税でございます。調定額は約30,000千円減の3,186,128,236円、収入済額は約24,000千円減の3,055,095,613円で、歳入総額に占める割合は20.5%となっております。不納欠損額は19,248,286円で約8,500千円の増、収入未済額は111,784,337円で約14,500千円の減となっております。

なお、不納欠損額及び収入未済額の主な要因は、生活困窮によるものでございます。

1 項 1 目．個人市民税の調定額は1,121,039,884円で約45,000千円の減、主な要因は、営業所得の減によるものでございます。収入済額は1,076,903,802円で約42,000千円の減、不納欠損額は6,475,209円で約3,800千円の増、収入未済額は37,660,873円で約6,800千円の減となっております。

2 項．固定資産税の調定額は1,523,206,120円で約11,700千円の減、主な要因は、評価がえに伴う家屋評価額の減少によるものでございます。収入済額は1,440,973,476円で約8,000千円の減、不納欠損額は11,980,677円で約4,000千円の増、収入未済額は70,251,967円で約7,000千円の減となっております。

3 項．軽自動車税の調定額は114,649,799円で約4,000千円の増、収入未済額は110,385,002円で約3,000千円の増、不納欠損額は792,400円で約500千円の増、収入未済額は3,472,397円で約200千円の減となっております。

4 項．市たばこ税は、調定額、収入済額とも233,495,633円で約8,000千円の増となっております。

21ページをごらんください。

9 款．地方交付税の収入済額は3,680,972千円で約73,000千円の減、収入総額に占める割

合は24.6%となっております。

11款. 分担金及び負担金の収入済額は325,007,749円で約33,000千円の減、歳入総額に占める割合は2.2%となっております。主な要因は、1項. 分担金の1目1節. 農業費分担金の地域農業水利施設ストックマネジメント事業分担金の減などによるものでございます。不納欠損額は2項1目3節. 児童福祉費負担金で128,500円増の187千円、収入未済額は2項1目3節. 児童福祉費負担金などで約1,700千円減の20,150,886円となっております。

26ページをごらんください。

13款. 国庫支出金の収入済額は2,423,628,531円で約344,000千円の増、歳入総額に占める割合は16.2%となっております。

1項. 国庫負担金では、1目. 民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金など約86,000千円の増、27ページ、2項. 国庫補助金では、4目. 商工費国庫補助金の農山漁村振興交付金、5目. 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金など、約258,000千円の増となったものでございます。

28ページをお願いいたします。

一番下になりますけれども、14款. 県支出金は収入済額1,740,644,972円で約243,000千円の増、歳入総額に占める割合は11.7%となっております。

29ページをお願いいたします。

1項. 県負担金では、1目. 民生費県負担金など約86,000千円の増、2項. 県補助金では、2目. 民生費県補助金や4目. 農林水産業費県補助金など、約150,000千円の増となっております。

33ページをお願いいたします。

15款. 財産収入は、収入済額23,908,384円で約40,000千円の減、2項. 財産売払収入で土地売払収入などの減によるものでございます。

34ページ、16款. 寄附金は、収入済額581,444,317円で約290,000千円の増、ふるさと納税寄附金などの増によるものでございます。

41ページをお願いいたします。

20款. 市債は、収入済額840,742千円で約131,000千円の減、収入総額に占める割合は5.6%となっております。

3目. 商工債の道の駅鹿島整備事業債などの増はありましたが、6目. 教育債で小学校大規模改造整備事業債などの減によるものでございます。

以上、歳入の主な款について説明を終わります。

続きまして、歳出の事項別明細書により、各費目の中で特徴的なものなどを説明いたします。

44ページをお願いいたします。

2款. 総務費は、予算現額2,173,836千円、支出済額2,130,077,777円、繰越明許費17,713千円、不用額26,045,223円で、予算執行率は98.0%、決算構成比率は14.6%となっております。

支出済額は約175,000千円の増で、主な要因は、1項8目. 市民会館費の新市民会館建設基本設計・実施設計委託料、11目. 地域振興費のふるさと創生基金積立金、13目. ふるさと納税推進費の寄附者謝礼品の増によるものでございます。

特徴的な事業としましては、49ページ、1項8目. 市民会館費の市民会館建設のための設計候補者選考委員会設置からプロポーザル方式による設計者選考を経た上での設計事業、52ページ、13目. ふるさと納税推進費で、ふるさと納税ポータルサイトの情報発信の強化などを実施いたしております。

また、翌年度繰越明許費17,713千円は、1項11目. 地域振興費の19節、地域経済循環創造事業交付金、12目. 情報管理システム管理費の番号カード関連事務委任交付金の分となっております。

59ページをお願いいたします。

3款. 民生費は、予算現額5,747,156千円で、支出済額5,575,800,716円、繰越明許費39,200千円、不用額132,155,284円で、予算執行率は97.0%、決算構成比率は38.3%となっております。

支出済額は約102,000千円の減で、主な要因は、1項. 社会福祉費の臨時福祉給付金や国民健康保険財政支援対策繰出金などによるものでございます。

特徴的な事業として、66ページ、2項1目. 高齢者福祉総務費の地域共生ステーション推進事業補助や、68ページ、3項1目. 児童福祉総務費の北鹿島小放課後児童クラブ新築工事設計委託などを実施しております。

翌年度繰越明許費39,200千円は、2項1目. 高齢者福祉総務費の地域密着型サービス施設等整備事業の分となっております。

71ページをお願いいたします。

4款. 衛生費は、予算現額849,169千円、支出済額827,645,552円、不用額21,523,448円で、予算執行率は97.5%、決算構成比率は5.7%となっております。

支出済額は約70,000千円の増となっており、その主な要因は、2項. 清掃費の西部広域環境組合負担金の増によるものでございます。

特徴的な事業として、75ページ、1項7目. 環境保全費の市民が干潟を身近に感じるための有明海環境保全事業、エコツーリズム啓発事業などを実施いたしております。

78ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費の予算現額は1,424,761千円で、支出済額1,267,975,811円、繰越明許費80,140千円、不用額76,645,189円で、予算執行率は89.0%、決算構成比率は8.7%となっ

ております。

支出済額は79,000千円の増となっており、その主な要因は、1項5目・園芸振興費の19節、強い農業づくり交付金事業、同項7目・農地整備費の農地多面的機能支払交付金事業などの増によるものでございます。

特徴的な事業として、83ページ、1項5目、新規就農者育成のためのトレーニングファーム整備推進事業や園芸農業者育成のための強い農業づくり交付金事業、農業用施設の長寿命化を図る地域農業水利施設ストックマネジメント事業、84ページ、1項7目、ため池耐震調査、ハザードマップ作成、91ページ、3項2目、飯田漁港箱崎地区2号物揚げ場拡幅工事などを実施いたしております。

農林水産業費の翌年度繰越明許費80,140千円は、1項7目・農地整備費の地域農業水利施設ストックマネジメント事業や基盤整備促進事業、圃場整備、農業用排水施設の分となっております。

91ページをお願いいたします。

7款・商工費は、予算現額692,720千円で、支出済額659,948,114円、不用額32,771,886円で、予算執行率は95.3%、決算構成比率は4.5%。

支出済額は261,000千円の増となっております。主な要因は、1項3目・観光費の15節、道の駅鹿島整備事業工事の増などによるものでございます。

特徴的な事業として、92ページ、1項2目・商工業振興費の19節、チャレンジショップやコミュニティー施設等を設置した地域商業活性化支援事業、さきに申しあげました95ページの15節、道の駅鹿島整備事業、干潟展望館建設工事などを実施いたしております。

96ページをお願いいたします。

8款・土木費は、予算現額1,678,403千円で、支出済額1,531,970,569円、繰越明許費117,266千円、不用額29,166,431円で、予算執行率は91.4%、決算構成比率は10.5%となっております。

支出済額は359,000千円の増となっており、その主な要因は、5項2目、都市計画道路井手～西葉線県工事負担金、6項2目、中村住宅の公有財産購入新規市営住宅用地購入費などによるものでございます。

特徴的な事業として、100ページの2項3目・道路新設改良費、15節、西牟田虹の大橋上部工橋梁補修、6項2目、中村住宅建設事業などを実施いたしております。

土木費の翌年度繰越明許費117,266千円は、2項3目・道路新設改良費の辺地道路整備事業、市道中川内～広平線、3項1目・河川総務費の急傾斜地崩壊防止事業、5項5目、肥前浜宿街なみ環境整備事業などの分となっております。

109ページをお願いいたします。

9款・消防費は、予算現額456,395千円、支出済額453,749,868円、不用額2,645,132円で、

予算執行率は99.4%、決算構成比率は3.1%となっております。

支出済額は約25,000千円の増となっており、その主な要因は、1項4目、災害対策費の防災情報伝達屋内放送システム委託料などの増によるものでございます。

特徴的な事業として、110ページ、4目、災害対策費、15節でJアラート新型受信機設置工事を行っております

111ページをお願いいたします。

10款、教育費は、予算現額1,469,349千円、支出済額1,076,157,347円、繰越明許費259,688千円、不用額133,503,653円で、予算執行率は73.2%、決算構成比率は7.4%となっております。

支出済額は約426,000千円の減となっており、主な要因は、2項、小学校費の1目、学校管理費、15節の鹿島小学校管理棟校舎と古枝小学校校舎の大規模改造工事の完了によるものでございます。

特徴的な事業としては、116ページ、2項、小学校費と118ページ、中学校費の1目18節の楽器及びピアノ整備事業、3項、中学校費、1目、学校管理費、15節の西部中学校武道場吊り天井改修工事、120ページ、4項1目、社会教育総務費の明治維新150年記念事業や囲碁サミット2018 in 鹿島事業などを実施いたしております。翌年度繰越明許費259,688千円は、2項、3項の小・中学校費の大規模改造整備事業の分となっております。

129ページをごらんください。

12款、公債費は、予算現額777,974千円、支出済額776,810,583円、不用額1,163,417円で、予算執行率は99.9%、決算構成比率は5.3%、支出済額は約30,000千円の増となっております。

129ページをお願いいたします。

予備費は4件、13,660千円の予備費充用を行い、不用額は14,646千円となっております。

なお、予備費充用の状況の内訳につきましては、監査委員から提出されております決算審査意見書の40ページの別表3、予備費充用状況を御参照ください。

以上で一般会計の歳出に関して特徴的なものについての説明を終わります。

次に、議案第53号、公共下水道事業特別会計について説明いたします。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

表の一番下、歳入合計欄の予算現額は2,007,585千円、調定額は1,547,176,459円、収入済額は1,539,674,021円で、前年度より約377,000千円の増、調定額に対する収入率は99.5%、不納欠損額は460,976円で約200千円の減、収入未済額は7,041,462円で約500千円の増となっております。

8ページをごらんください。

表の一番下、歳出合計欄の支出済額は1,539,624,021円で、予算額に対する執行率は

76.7%、翌年度繰越額は457,200千円で、西牟田雨水ポンプ場ほか建設工事委託、南船津雨水ポンプ場更新実施設計業務委託などとなっております。また、不用額は10,760,979円で、この結果、欄外にありますように、歳入歳出差引残額は50千円、これは翌年度に繰り越すべき財源50千円を含んでおります。

次に、133ページをお願いいたします。

事項別明細書により、歳入の主な項について説明をいたします。

1 款. 分担金及び負担金の収入済額は36,588,400円で約26,000千円の減となっております。下水道受益者負担金の不納欠損額は130,200円で約80千円の減、収入未済額は2,319,300円で約600千円の増となっております。不納欠損の主な要因は、時効の消滅によるものでございます。

2 款. 使用料及び手数料は、収入済額142,635,207円で約5,360千円の増、歳入総額に占める割合は9.3%、不納欠損額は380,776円、収入未済額は4,722,162円で約50千円の減となっております。不納欠損の主な要因は、時効の消滅によるものでございます。

3 款. 国庫支出金は、収入済額336,050千円で216,200千円の増、収入総額に占める割合は21.8%となっております。

4 款. 繰入金は、一般会計からの繰入金で、収入済額は570,164,687円で約6,000千円の減、収入総額に占める割合は73.0%となっております。

134ページをお願いいたします。

7 款. 市債は、収入済額450,400千円で185,300千円の増、歳入総額に占める割合は29.3%となっております。

135ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて説明をいたします。

1 款. 公共下水道費の支出済額は1,026,880,140円で約384,000千円の増となっております。主な要因は、2 項. 公共下水道建設費の13節、西牟田雨水ポンプ場建設工事委託などによるものでございます。

141ページをお願いいたします。

2 款. 公債費の支出済額は512,743,881円で、約5,000千円の減となっております。

特徴的な事業としては、139ページ、2 項. 公共下水道建設費の祐徳門前地区未普及解消事業PPP導入可能性調査・発注支援委託や、141ページ、15節、18節で災害用マンホールトイレの整備・設置などを実施いたしております。

次に、議案第54号、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計について説明いたします。

恐れ入りますが、9ページにお戻りください。

表の一番下になりますけれども、歳入合計欄の予算現額は26,273千円、調定額、収入済額は工場団地使用料と前年度からの繰越金で、ともに26,271,872円となり、前年度より約260

千円の増となっております。

10ページをお願いいたします。

表の一番下、歳出合計欄の支出済額は26,271,872円で約25,000千円の増、不用額は1,128円となっております。

この結果、欄外にありますとおり、歳入歳出差引残額はゼロというふうになります。

続きまして、議案第55号、国民健康保険特別会計について説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

表の一番下、歳入合計欄の予算現額は3,900,690千円、調定額は4,036,437,777円、収入済額は3,798,534,153円で、前年度より約770,000千円の減、調定に対する収入率は94.1%、不納欠損額は46,116,951円で約21,000千円の増、収入未済額は191,786,673円で約33,000千円の減となっております。

13ページをお願いいたします。

一番下になりますけれども、歳出合計欄の支出済額は3,710,468,041円で、予算執行率は95.1%、不用額は190,221,959円で、この結果、欄外にありますように、歳入歳出差引残額は88,066,112円となっております。

148ページをお願いいたします。

事項別明細書により、歳入の主な款について説明をいたします。

1款．国民健康保険税は、調定額1,030,709,263円で約41,000千円の減となっておりますが、主な要因としては、滞納繰越分の調定減、あるいは国民健康保険税の対象者の減少などによるものでございます。

収入済額は794,175,649円で約29,000千円の減、歳入総額に占める割合は20.9%、不納欠損額は約21,000千円増の46,116,951円、収入未済額は190,416,663円で約33,000千円の減となっております。

不納欠損及び収入未済の主な要因としては、生活困窮や納税義務者の死亡等によるものでございます。

149ページをお願いいたします。

3款．県支出金は、収入済額2,643,086千円で、国民健康保険制度の改正に伴う構成財源の変更により2,442,000千円の増。

5款．繰入金は、一般会計からの繰入金ですけれども、保険税軽減分など保険基盤安定繰入金等343,955,735円で116,000千円の減となっております。

続きまして、歳出の主なものについて説明をいたします。

151ページをお願いいたします。

2款．保険給付費の支出済額は2,548,694,079円で約77,000千円の減となっております。これは、1項．療養諸費、一般被保険者療養給付費などの減によるものでございます。

154ページをごらんください。

3 款．国民健康保険事業費納付金の支出済額は958,092,065円、6 款．保健事業費の支出済額は前年度とほぼ同額の25,851,601円となっております。

156ページをお願いいたします。

9 款．諸支出金は、国、県への返還金の増に伴い、約53,000千円増の59,544,670円となっております。

なお、引き続き医療費適正化に向け、特定健診、特定保健指導など受診率向上を初めとする各種保健事業に積極的に取り組んでおります。

次に、議案第56号、後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

恐れ入りますが、14ページにお戻りください。

表の一番下になります。歳入合計欄の予算現額は417,984千円、調定額は419,083,943円、支出済額は419,162,146円で、前年度より約22,000千円の増、調定額に対する収入率は100%、不納欠損額は146,197円で約160千円の減、収入未済額は調定額を超えるマイナス224,400円で約900千円の増となっております。

15ページをお願いいたします。

表の一番下、歳出の合計欄の支出済額は417,559,746円で約18,000千円の増、予算執行率は99.9%、不用額は424,254円で、この結果、欄外にありますように、歳入歳出差引残額は1,602,400円となっております。

159ページをお願いいたします。

事項別明細により、歳入の主な款について説明をいたします。

1 款．後期高齢者医療保険料の調定額は269,069,565円で約15,000千円の増、収入済額は269,147,768円で約15,000千円の増、歳入総額に占める割合は64.2%となっております。収入未済額はマイナス224,400円となっておりますが、収入未済額がマイナスになっているのは、保険料の未還付分が含まれていることにより、収入額が調定額を上回ったことによるものでございます。

3 款．繰入金は147,082,032円で、約5,500千円の増となっております。

最後に、議案第57号、給与管理特別会計の説明をいたします。

16ページ、17ページに掲載しておりますので、お戻りください。

この会計は給与事務の簡素化のために設けられたもので、一般会計及び特別会計の報酬、給料、職員手当等、共済費と重複した決算ですので、説明は省略させていただきます。

また、決算書の167ページ以降の実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、平成30年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、概要の説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ここで10分ほど休憩します。11時から再開します。

午前10時49分 休憩

午前11時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

執行部の説明を求めます。広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

おはようございます。それでは、議案第58号 平成30年度鹿島市水道事業会計決算認定について説明いたします。

議案書の8ページをごらんください。

平成30年度鹿島市水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求めます。

それでは、別冊の平成30年度鹿島市水道事業会計決算書で御説明いたしますので、御用意をお願いいたします。

決算書の1ページ、2ページをごらんください。

平成30年度鹿島市水道事業決算報告書でございます。この報告書は税込み表記でございます。

それでは、収益的収入及び支出について説明いたします。

収益的収入でございます。1款. 事業収益は、予算額585,137千円に対し、決算額は2,756,471円減の582,380,529円でございます。

この事業収益の決算額内訳でございますが、1款1項. 営業収益は、主たる営業活動から生ずる収益であり、給水収益、新設負担金など、決算額は530,553,423円でございます。

1款2項. 営業外収益は、金融及び販売活動に伴うその他主たる営業活動以外から生ずる収益であり、他会計補助金、長期前受金戻入など、決算額は51,827,106円でございます。

1款3項. 特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき収益でございますが、収入はございません。

次に、収益的支出でございます。1款. 事業費は、予算額499,355千円に対し、決算額は471,204,211円となり、不用額は28,150,789円でございます。

この事業費の決算額内訳でございますが、1款1項. 営業費用は、主たる営業活動から生ずる費用であり、原水・浄水設備、配水・給水設備の維持管理費用、事務全般に関する費用や減価償却費など、決算額は392,012,613円でございます。

1款2項. 営業外費用は、金融及び財務に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用であり、企業債利息など、決算額は64,677,598円でございます。

1 款 3 項. 特別損失は、当年度の経常費用から除外すべき損失であり、決算額は退職給付引当金の14,514千円でございます。

1 款 4 項. 予備費の執行はございません。

次に、3 ページ、4 ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございます。1 款. 資本的収入は、水道資産の取得に伴い生ずる収入でございます。予算額362,341千円に対し、決算額は241,045,184円減の121,295,816円でございます。

この収入減の理由でございますが、資本的支出である久保山配水池改修事業費を翌年度に繰り越しており、繰越事業費分の企業債借入れを翌年度に繰り越したためでございます。繰越事業費分の企業債の借入れにつきましては、令和元年度で行います。

それでは、資本的収入の決算額の内訳でございます。

1 款 1 項. 他会計出資金は、一般会計からの簡易水道事業債の元金償還補助など、決算額は5,190,016円でございます。

1 款 2 項. 他会計負担金は、一般会計からの消火栓設置負担金でございまして、決算額は1,600千円でございます。

1 款 3 項. 工事負担金、1 款 5 項. 固定資産売却収入は、収入がございませんでした。

1 款 4 項. 工事補償金は、他事業実施に伴う配水管の布設替補償でございまして、決算額は2,005,800円でございます。

1 款 6 項. 企業債は、水道施設建設に伴う資金の借入れですが、先ほど説明いたしましたように、久保山配水池改修事業費の繰り越しに伴い、企業債借入額が減額したため、決算額は112,500千円となりました。

次に、資本的支出でございます。

1 款. 資本的支出は、水道資産の取得に伴い生ずる支出でございます。予算額701,246千円に対し、決算額は454,834,656円でございますが、地方公営企業法第26条の規定により、久保山配水池改修事業費のうち、235,842千円の繰り越しを行った結果、不用額は10,569,344円でございます。

この資本的支出決算額の内訳でございますが、1 款 1 項. 建設改良費は、人件費、送・配水管の新設、布設替、久保山配水池改修事業費など、決算額は209,284,793円でございます。

1 款 2 項. 企業債償還金は、企業債元金の償還でございまして、決算額は245,549,863円でございます。

1 款 3 項. 予備費の執行はございません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額333,538,840円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額15,005,560円、当年度分損益勘定留保資金168,810,514円、建設改良積立金75,348,699円及び減債積立金74,374,067円で補填しております。

なお、補填財源の説明を決算書の20ページに記載しております。

続きまして、5ページをごらんください。

平成30年度鹿島市水道事業損益計算書でございます。

この損益計算書は、当該年度の経営成績をあらわすものであり、税抜き表記でございます。

営業利益は、営業収益から営業費用を控除した107,516,033円でございます。

この営業利益に営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益は110,389,329円となり、経常利益に特別利益及び特別損失を加減した当年度純利益は95,875,329円でございます。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

平成30年度鹿島市水道事業剰余金計算書でございます。

剰余金計算書は、資本金、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減変動したかをあらわす報告書でございます。

資本金は、今年度の資本的収入である他会計出資金5,190,016円分が増加し、当年度末残高は1,562,067,024円でございます。

資本剰余金はいずれも増減がなく、当年度末残高は前年度と同額の367,360,769円でございます。

利益剰余金でございますが、減債積立金は、前年度純利益101,900,329円の利益処分を受け、74,374,067円を資本的収支不足額へ補填したことに伴い、同額をその他未処分利益剰余金変動額へ処分したため、当年度末残高は419,575,463円でございます。

建設改良積立金は、前年度末残高75,348,699円を資本的収支不足額へ補填したことに伴い、同額をその他未処分利益剰余金変動額へ処分したため、当年度末の残高はございません。

未処分利益剰余金は、前年度末残高に含まれる前年度純利益101,900,329円を減債積立金に積み立て、新会計基準に基づき、減債積立金及び建設改良積立金の取り崩し合計149,722,766円及び当年度純利益95,875,329円の処分を受けたため、当年度末残高は1,031,666,880円となり、利益剰余金の当年度末残高は1,451,242,343円でございます。

よって、当年度末の資本残高は資本剰余金合計に利益剰余金合計を加えた3,380,670,136円でございます。

次に、6ページ下段の平成30年度鹿島市水道事業会計剰余金処分計算書でございます。

これは、当年度の未処分利益剰余金1,031,666,880円に含まれる当年度純利益95,875,329円を、鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき、減債積立金へ処分するものであり、処分後残高となる935,791,551円が次年度への繰越利益剰余金でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

平成30年度鹿島市水道事業貸借対照表でございます。

貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、当該企業が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書でございます。

資産の部でございます。

固定資産合計は、水道施設などの有形固定資産合計3,881,045,787円にダム使用权などの無形固定資産合計2,488,452,132円を加えた6,369,497,919円でございます。

流動資産合計は、主に内部留保した現金預金592,763,411円など、624,091,368円でございます。

よって、貸借対照表の借方となる資産合計は、固定資産合計に流動資産合計を加えた6,993,589,287円でございます。

次に、負債の部でございます。

固定負債合計は、企業債残高中、1年以内に償還が発生しない企業債1,789,897,864円に退職給付引当金70,919,416円を加えた1,860,817,280円でございます。

流動負債合計は、主に企業債残高中、1年以内に償還が発生する企業債186,142,717円など223,863,877円でございます。

繰延収益でございますが、長期前受金は、減価償却を行うべき固定資産の取得に伴い交付された補助金相当額を長期前受金勘定をもって整理したものでございます。2,327,730,959円でございます。マイナス表記しております収益化累計額は、毎事業年度長期前受金から国庫補助金等で取得した資産の減価償却の財源として収益的収入である長期前受金戻入へ収益化した額の累計でございます。長期前受金から収益化累計額を控除した繰延収益合計は1,528,237,994円でございます。

よって、固定負債、流動負債、繰延収益を合計した負債合計は3,612,919,151円でございます。

次に、資本の部でございます。

資本金及び剰余金につきましては、決算書の6ページから7ページで説明いたしました剰余金計算書の内容となりますので、説明は省略させていただきます。

資本金合計に剰余金合計を加えた資本合計は3,380,670,136円でございます。

よって、貸借対照表の貸方となる負債資本合計は、負債合計に資本合計を加えた6,993,589,287円でございます。貸借対照表の借方となる資産合計と一致いたしております。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

このページは、決算書作成に伴う特記事項を注記として記載しておりますが、説明は省略いたします。

決算書類の説明は以上となります。

続きまして、決算附属書類の説明でございます。

12ページから14ページは平成30年度鹿島市水道事業報告書、15ページから16ページは契約額が3,000千円以上の新設工事及び改良工事の概要を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

17ページから18ページをごらんください。

ここでは業務について記載しております。

平成30年度の配給水状況でございます。年度末給水人口は2万5,436人、年度末給水戸数は9,522戸、年間配水量は289万9,084立方メートル、年間有収水量は231万6,215立方メートル、年間有収率は79.9%となりました。

次に、受託修繕工事及び給水装置工事状況でございます。工事全体では前年度より70件増加し、451件でございます。

次に、事業収入に関する事項でございます。金額は税抜き表記でございます。

事業収入全体では前年度と比較して4,381,481円減の543,308,882円でございます。

なお、給水量1立方メートル当たりの料金収入は204円21銭でございます。

次に、事業費に関する事項でございます。金額は税抜き表記でございます。

事業全体では前年度と比較して1,643,511円増の447,433,553円でございます。

なお、給水量1立方メートル当たりの給水原価は166円64銭でございます。

19ページから20ページをごらんください。

ここでは会計について記載しております。重要契約の要旨では、契約金額10,000千円以上の工事を記載しております。

次に、企業債及び一時借入金の概況では、企業債の借り入れ、償還について記載しております。借入額は112,500千円、年度末の未償還残高は1,976,040,581円でございます。

次に、その他会計経理に関する事項では、議会の議決を経なければ流用できない経費の決算額について記載しております。

職員給与費の決算額は75,221,681円でございます。交際費の執行はございません。

次に、棚卸資産購入限度額に対する決算額では、新品メーター及び修繕メーター購入の決算額について記載しております。決算額は3,988,299円でございます。

次に、平成30年度補填財源説明では、決算書3ページで説明いたしました資本的収支不足額333,538,840円に対する補填財源について記載しており、補填後の残高、運転資金は515,450,792円でございます。

21ページをごらんください。

その他（不課税収入明細書）でございます。収益的収入及び資本的収入中の不課税収入の用途をあらわしたものでございます。

22ページをごらんください。

平成30年度鹿島市水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。キャッシュフロー計算書は、1会計期間における現金預金の増減を業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分したことにより表示したものでございます。

業務活動によるキャッシュフローは、水道事業の通常の業務活動による資金の増減をあら

わしたものでございまして、投資活動、財務活動以外の取引をあらわしたものでございます。当年度純利益、減価償却費などを計上した結果、272,526,899円の資金が得られました。

投資活動によるキャッシュフローは、水道施設の整備などの設備投資による資金の増減をあらわすものでございます。本年度は有形固定資産の取得による支出、一般会計、また、その他特別会計からの繰り入れによる収入の結果、190,673,433円の資金を使用いたしました。

財務活動のキャッシュフローは、企業債の借り入れや償還などによる資金の増減をあらわすものでございます。本年度は企業債の借り入れにより112,500千円、他会計出資金5,190,016円の収入がございましたが、建設改良企業債の償還による245,549,863円を支出した結果、127,859,847円の資金を使用いたしました。

以上、本年度における資金の増減は、業務活動で得た資金を有形固定資産取得のための投資活動と企業債償還のための財務活動に充てたことにより、現金預金の期末残高は46,006,381円が減少し、592,763,411円となりました。

なお、決算書8ページ、平成30年度鹿島市水道事業貸借対照表に記載しております流動資産の現金預金額と一致しております。

続きまして、23ページから27ページは平成30年度鹿島市水道事業会計収益費用明細書、28ページから30ページは平成30年度鹿島市水道事業会計資本的収支明細書でございしますが、説明は省略させていただきます。

31ページから32ページは固定資産明細書でございします。有形固定資産及び無形固定資産の増減、減価償却の状況をあらわしたものでございしますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、33ページから38ページは企業債明細書でございします。

37ページ、38ページの下段をごらんください。

企業債の発行総額4,806,900千円に対し、償還高累計は2,830,859,419円でございまして、未償還残高は1,976,040,581円となりました。未償還残高を前年度と比較いたしますと、133,049,863円の減となっております。

39ページをごらんください。

平成30年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書でございします。久保山配水池改修事業に伴う予算繰越計算書でございまして、年度内に支払い義務が生じなかった予算額235,842千円を令和元年度に繰り越すものでございします。

以上で平成30年度鹿島市水道事業決算認定について説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

議案第52号から議案第58号までの7議案は、決算審査特別委員会を設置し、委員会付託による審査を予定しております。このため、質疑は7議案を一括し、総括的な大綱質疑といたします。

なお、質疑される場合は会計名を言ってから質疑に入ってください。質疑ありませんか。
10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、議案第52号の平成30年度の一般会計決算についてです。

自主財源である市税の分になります。前年度と比較して個人の分は若干減少していますね。法人のほうは少し上がっているわけですけど、このあたりは担当課としてどういうふうに受けとめているのか。法人の税収入が上がったことは喜ばしいことではあるんですが、そのあたりも含めてどういうふうな見解を持っていらっしゃるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えいたします。

平成29年と平成30年を比較したところで個人の市民税について減っており、法人市民税についてはふえている部分があるということでの税務課としての感想といたしますか、感覚ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、個人市民税につきましては、平成28年度中に漁業、ノリが非常に好調だったということが平成29年度の個人市民税のほうに大きく影響しております。それが平成30年度になりました際に、ノリにつきましては通常ペースに戻っているということで、特によかったものが通常に戻った分、それと、給与等に関しては平成28、平成29、平成30年度ということではわずかずつですけれども増加をしておりますので、極端に個人の所得が減ったということでの影響が平成30年度の決算に出たものではないということと考えております。

また、法人市民税につきましては、引き続きといたしますか、製造業等の収益がよかったということで継続的に増加をしているということで分析しているところです。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

漁業関係のノリの養殖あたりが好調だったこと、その今度反動であり通常に戻るとか、そういうふうな御答弁をいただきまして非常にわかりやすかったです。ありがとうございます。

ちょっとやっぱり気になるのが、私も今度の一般質問の中で入れているんですけど、10月から消費税が上がってきますよね。こういうふうなので、今回これを見ても個人の不納欠損額はふえているんですね、平成29年度の決算に比べて平成30年度。こういうものが——こう

いうものというか、そういうふうになってくると不納欠損がふえるということは、やはり生活困窮者がふえたことになるのか、そのあたり非常に私は気になるところなんです。だから、未納で済んで、いずれは払っていただきますよというんだったらいいんだけど、自己破産であったり、それとか、会社によっては倒産というふうなことも考えられるのかなという気がするんです。そういうところはどういうふうに担当会計課として注意を払って日々の業務をされているのか、それをお聞きしていいでしょうか。

○議長（角田一美君）

山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

お答えいたします。

今回、平成29年度と比較して平成30年度について不納欠損について確かにふえております。これが、例えば、平成30年度中の納税者が破産をしたり、法人に至っては倒産をしたりということでの不納欠損ということではありませんで、以前からの滞納ということで、日々収納のほうを担当では見きわめということで、ここ数年来、ここで答弁を税務課のほうはさせていただいていると思いますけれども、今後この方が払えるかどうかということで担税力の見きわめを行っております。それに基づいて毎年滞納処分の執行を停止する、これ以上は特に差し押さえとか、そういったことも行わない、そういった状況にあられる方ということで執行停止ということで行っております。

そのままの状態ですと、それが不納欠損という形で徴収台帳から落とす会計処理の手続ということで行うこととなりますので、今回の不納欠損、昨年度からふえているという部分については、平成25年度以降着々として行ってきました担税力の見きわめの結果ということで判断をしております。ですので、平成29年度から平成30年度にかけて極端に個人の納税者の方が苦しくなったり、破産をされたということで不納欠損がふえたものではないということでの答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。150億円ぐらいの年間の予算、その中で占める自主財源、歳入に関してはやはり頑張らないといけないと。国庫補助等、さまざまところで補填をしていくということはもちろんありますけど、どれだけ自分の市の中で収入を得ることができるかということを考えないといけない。

そういう中では、やはりふるさと納税も欠かすことができない非常に貴重な財源になっております。平成29年度と比べ平成30年度は約290,000千円、ふるさと納税をいただいた分がふえております。今まで一般質問の中でもさまざまな質問等があり、それについて市長等が答

弁をされています。ふるさと納税をしていただいた方にアンケート調査をいただき、それに従い、その要望に沿って、そして、新たな事業へとそれをつないでいくというやり方があるわけですが、ふるさと納税の返礼品の基準等が厳しくなった中、それでも鹿島市は以前からその基準を守っていましたから、そこまでは影響はないものと思っております。

ただ、ふるさと納税の寄附金がこのように金額が上がっていくということになっていくと、また新たな使い道といたしますか、全てを基金といたしますか、そういうふうなのにしておくのも一つの手かも知れませんが、何かしらこれを有効利用していこうという考えがあれば教えてください。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

ふるさと納税の寄附金につきましては、議員がおっしゃられるように、平成30年度は平成29年度と比較いたしまして、ほぼ2倍、528,000千円程度の寄附金をいただいたところでございます。このいただいた寄附につきましては、これまでもお答えをいたしておりましたとおり、総合計画の中の柱に沿った使い道ということで、一旦は基金に積み、翌年度の実施計画に掲げられた事業に寄附者の意向に沿いながら充てていくということで実施をしております。平成30年度にいただいた寄附については、令和2年度の事業に充てるという形になります。新しい事業といたしますか、それにつきましては、総合計画、実施計画に沿った事業にこれまでも充ててきておりますので、そういったところで検討をさせていただきたいと思っております。

それとあと、市長におまかせというメニューが一つございますので、そういった中で何か新しい事業、また、市長の指示等がございましたら、そういったところをまた検討させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。課長がおっしゃったように、総合計画、そして、実施計画というものがありますから、これに沿って有効利用をしていくということ、まずそれが基本だろうとは思っています。

ただ、やっぱり鹿島市は観光の面にしろ何にしろ、さまざまな情報発信をしていくわけですね。そういうふうな新たな鹿島市の活性化に向けた、そういうふうなものにもしっかりとこれを使っていただいて、さらなるそれをSNSとか、そういうふうなもので県外にいらっ

しゃる方がそれを見聞きしたと。そこでまた新たにふるさと納税への寄附者がふえていくように、そういうふうな努力も惜しまずをお願いをしたいと思います。

あともう一点、最後になります。議案第55号の国民健康保険特別会計について質問します。

国保については、一昨年まではこの決算のとき、赤字等で本当に冷や冷やしながらも決算認定をしていたところであるということは議員の方も御承知だろうと思っております。制度が変わり、県が運営を担う、責任を担うということで、不足というものは発生しませんでした。

しかし、実際、医療費、新しい医薬品等も出て、高額な医薬品、そういうふうなものでやはり金額的には非常に大きな額になっていっています。もし従来どおり各自治体での運営が続いていたとしたら、どのくらいの赤字額になったんでしょうか。それがわかれば担当課にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えします。

議員がおっしゃるように、やはり各市町単体ではなかなか厳しい状況になっております。その証拠に、鹿島市も累積赤字が平成29年までありまして、それを平成29年度に解消して、新たに県広域化になったということでございます。平成30年度の決算につきましては、先ほどありましたように、88,000千円程度の黒字という形になっております。

今後もやはりこの広域化で国保の構造的な課題ですね、所得が社会保険の層に比べて低かったりだとか、あと年齢層が高かったりとか、そういったことは変わりませんので、健康一家で解消されたわけではありませんので、本年度は黒字が一時的なものということで認識しておりまして、今後につきましては、非常に厳しい状況が待ち受けているのではないかと、いうふうに考えております。特に被保険者数の減少ですね、そういったところがかなり影響しておりまして、支える側の減少ですね、少子・高齢化の影響ということで、議員がおっしゃるように、赤字額がどれくらいになったのかというのが、金額はなかなか判定できませんけれども、いずれにしても、県の試算においても、どういう試算の結果をしてもなかなか明るい展望というか、そういったものが見えてこないのです、やはり県広域化にして各市町の相互扶助を今後進めていかなければならないということは確かでございますので、そういったところの県の協議が今も引き続いて行われておりますので、そういったものを一緒に県全体で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

次に質問しようと思ったところを中村課長は先に言っていただきましたけど、私もやっぱり気になるのは被保険者数が減っていくということなんですよ。おっしゃったとおりに、下支え、支えていく、これが減っていくと大変なことになっていくなという気がしております。平成28年度ぐらいまでの鹿島市の国保、このくらいかかっている、そして、被保険者数がこのくらいいるということを勘案しながら、県のほうはある程度給付金というのを決めていっていると。多分これは前も説明があったとおりに、言い方は悪いですけど、赤字続きの自治体に対しては非常にペナルティーじゃないけど、少し高い金額設定というのが行われている。そう考えると、私は保険給付の交付金が鹿島市に来る分が減ってくるんじゃないかと。そうなってくると、同じようにこれは保険料を上げないといけない。今ですら、こういうふうに県が運営をするようになってからも、皆さん国保が安いとは言っていないんですよ、これは。そこのあたりが非常に心配するところなんですね。

何かしら、まだそこまで陥ってはいないんでしょうけど、まだまだこれから、平成29年度から平成30年度を比較して被保険者数が263人減少しているわけですね。全体の国保の加入被保険者が7,057人なんですよ。これが7,000人を割り込んでくる、6,000人を割り込んでくる、こうなってきたときにどうなるのか。そこのあたり、危機感としてではないですが、担当課としてどのようなお考えをいらっしゃるか、お答えください。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるように、被保険者数の減少というのは、今後、国保の財政運営に大変影響を及ぼすものであります。先ほども平成29年度の被保険者数が7,320人、それが7,057人、それから、ずっと減り続けていっているということなんですけど、やはりその被保険者数の減少をして、医療費までそのまま減少してくれたら被保険者数に見合った医療費ということでもいいんでしょうけれども、ただ、医療費としては高度化といいますか、高額化をしております。ですので、被保険者数が下がってもなかなか1人当たりの保険料が下がらないというような状況が続いております。

ですので、先ほども少し申し上げましたけれども、鹿島市としては県内市町の相互扶助ですね、そういったものをやはり進めていく必要があるかと思っております。特に、保険税率の一本化という形で今県内で議論をしておりますけれども、医療費の反映をですね、今、医療費が変わったところは基本的に保険料が高いというような構造になっておりますけれども、そ

れの反映する係数というのがあります、アルファというのですね。そういったものをだんだん反映を少なくしていこう、影響を少なくしていこうというものを今協議しております。案としましては、令和3年度にその反映を70%まで落とそうというようなことも協議しております。

ただ、相互扶助になってしまうと課題もございます。例えば、国保税の収納ですね、そういったところも全部相互扶助という考え方もありますけれども、そこはやっぱり頑張ったところは頑張ったところの、そういうモラルハザードといたしまししょうか、頑張ったなりの努力の成果を市町に還元していただくというところも、今それをどこまでしようかというところを県内で協議しているところです。

ですので、流れとしては、医療費を県全体で相互扶助していこう、それから、国保税の収納ですね、そういったものを県内で相互扶助していこうというような流れになっておりますけれども、まだまだ協議する事項がたくさんあるのかなと。それについては、今後ともいろいろと20市町の課長会議、それから、国保運営勉強会といたしまして係長クラスの勉強会、それから、首長クラスの連携会議と、3つのカテゴリーで協議を行っておりますので、そういったところで十分議論を尽くして、よりよい形に県内でしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。

厳しいだろうなどはやっぱり思います。監査報告の中にも明記をされていますけど、高度医療というふうになってきて、やっぱり医療費にかかる金額がふえてくると思うんですね。鹿島市は高齢化率も高いですから、そういうふうなことを考えるとちょっと心配ではあります。

やはり以前からも言われているように、ジェネリック、後発の医薬品をできるだけ使用してもらおうとか、それから、幾つか病院をかけ持ちで薬をもらって、そういうふうな方も多分たくさんいると思うんですね。そのあたりもできるならば、余り極端な注意というのはいけないでしょうけど、市報の中にちょっとそういうふうな一言を書き込んでいただいて、このままいけば非常に厳しい状態になるということも明記されていいんじゃないかなと私は思うんですね。そのあたり、またこれからも担当課として頑張っていただければなと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

ないようでしたら、議案第52号から議案第58号の7議案についての質疑は終了いたします。

ただいま審議中の議案第52号から議案第58号の7議案は、委員会条例第6条の規定により、定数を13名とする決算審査特別委員会を設置し、一括して付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、本7議案は定数13名とする決算審査特別委員会を設置し、これに一括して付託することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村日出代議員、池田廣志議員、高松昭三議員、杉原元博議員、樋口作二議員、中村一堯議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、伊東茂議員、松尾勝利議員、徳村博紀議員、福井正議員、松尾征子議員、以上13名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

委員の方は全員協議会室にお集まりください。

午後1時 休憩

午後1時11分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に11番松尾勝利議員、副委員長に5番樋口作二議員、以上のとおり決定いたしました。

た。

ここで執行部席の入れかえを行いますので、しばらくお待ちください。

午後 1 時 12 分 休憩

午後 1 時 13 分 再開

○議長（角田一美君）

それでは、会議を再開します。

日程第 3 議案第 59 号

○議長（角田一美君）

次に、日程第 3. 議案第 59 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

議案第 59 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は 9 ページ、議案説明資料は 6 ページをお願いします。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

まず、改正の概要を御説明いたしますので、議案説明資料の 6 ページをごらんください。

1 番の改正理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化することを目的として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 14 日に公布され、同法律において地方公務員の欠格条項に関して改正されたことに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

次の行の米印に今回の改正のポイントをお示ししておりますが、内容は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条第 2 号に基づき、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、いわゆる欠格条項を設けている各制度において、単純削除や個別審査規定を設ける等の適正化を図るというものでございます。

次に、2 番の改正内容でございますが、議案説明資料の 6 ページと議案書の 10 ページ、11 ページまでをあわせてごらんください。

今回の整備法の改正対象の法律は約 180 本ございますが、そのうち、地方公務員法第 16 条に規定する地方公務員の欠格条項のうち、同条第 1 号に規定する「成年被後見人又は被保佐

人」が削除されることに伴い、次に掲げる鹿島市の条例中、地方公務員法を引用する箇所等について整理するための改正を行うこととなります。

整理する対象といたしましては、7つの条例がございます。

最初に、第1条は職員の文言に関する手続き及び効果に関する条例、第2条は鹿島市職員給与条例、第3条は鹿島市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、第4条は鹿島市職員等の旅費に関する条例、第5条は一般職の職員の退職手当に関する条例、第6条は鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、最後に第7条は鹿島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例、以上となります。

次に、3番の施行期日でございますが、令和元年12月14日で御提案しているところでございます。この期日は、先ほど1番の改正理由で御説明いたしました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の附則第1条第2号に規定する、令和元年6月14日の公布の日から起算して6カ月、6月を経過した日となります。

6ページの下段から7ページにかけましては、参考として関係する2つの法律の抜粋をお示ししております。

次に、議案説明資料の1ページから5ページまでをごらんください。

これは本議案に係る新旧対照表でございますが、地方公務員法第16条第1号が削除されたことにより、先ほど御説明いたしました、関係する7つの鹿島市条例について繰り上げや削除等、各号の整理を行った箇所をアンダーラインでお示ししておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第59号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第59号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第60号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．議案第60号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。梶山市民課長。

○市民課長（梶山照之君）

それでは、議案第60号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は12ページでございます。

提案理由は、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料のほうで説明いたします。

資料の11ページをお願いします。

2の主な改正内容としまして、女性活躍推進の観点からキャリアの継続性を保つため、住民票に旧氏を併記することが可能になりました。これに伴いまして、印鑑登録証明書にも旧氏を併記すること、旧氏を登録印として使用することができるように改正をするものでございます。

次に、(1)旧氏の定義ですが、その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍または除籍に記載されているものをいいます。

(2)旧氏記載の手続として、ア、旧氏を初めて記載する際には、戸籍に記載されている過去の氏から一つを選んで記載することになります。イ、住民票に旧氏の記載を希望する者は、旧氏が記載されている戸籍から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍を持参して、住所地の市区町村で手続をしなければなりません。ウ、一度記載した旧氏は、婚姻等により氏を変更した場合、あるいは他市町村に編入した場合も引き継がれますので、手続は不要になります。

次に、(3)旧氏の削除ですが、旧氏併記の必要がなくなった場合は旧氏を削除することが可能です。ただし、旧氏を削除した場合は、その後、氏を変更した場合に限り、削除後に新たに生じた旧氏の中から一つを選んで記載することができます。

最後に、3、施行期日につきましては、住民基本台帳法施行令の施行日に合わせまして、令和元年11月5日としております。

なお、旧氏併記の制度は男性にも適用されるものです。

改正に伴う新旧対照表は、資料の8ページから10ページに記載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第60号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第60号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第61号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5. 議案第61号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

議案第61号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は14ページから、議案説明資料は12ページからでございます。

まず、議案書14ページをお願いします。

今回の提案理由ですが、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

概要につきまして、議案説明資料で御説明いたします。

12ページから15ページまでは新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

16ページをお願いします。

まず、改正理由について御説明いたします。

家庭的保育事業等の中身につきましては、後ほど御説明申し上げますが、今回、国が定める基準において家庭的保育事業等を実施するための要件について一部改正が行われております。このうち、児童の健全な発達に密接に関連するものについては、法律で国の基準に従い

定めることになっているため、本市の基準条例においても国の基準に合わせて所要の改正をするものでございます。

次に、主な改正内容の説明に入る前に、この条例でいう家庭的保育事業等について御説明いたします。

17ページをお願いします。

平成27年度から本格的にスタートした子ども・子育て支援制度においては、従来からあった幼稚園、保育所等に加え、市町村による認可事業として家庭的保育事業等が行われるようになり、多様な事業の中から利用者が選択できるような仕組みになりました。

この条例でいう家庭的保育事業等については、17ページ、参考の家庭的保育事業等の表にありますとおり、4つの事業を総称して家庭的保育事業等と略称規定しております。これらの4つの事業については、基本的にはゼロ歳から2歳までを保育する施設として想定されているものでございます。

また、同表の表外に認可外保育施設と企業主導型保育事業の説明も掲げておりますので、参考としてください。

16ページにお戻りください。

次に、主な改正内容について御説明いたします。

主に4点ございます。

1点目は、認可外保育施設等の連携協力による連携施設の確保の特例でございます。

原則、家庭的保育事業等は卒園後の受け皿の提供を行う連携施設として保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならないと規定されています。今回、これらの連携施設を確保することが著しく困難である場合において、連携、協力を行う者として、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業または地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設を確保することをもって、連携施設を確保することにかえることができることとするものでございます。以上が第6条第4項及び第5項関係です。

2点目は、保育所型事業所内保育事業所における連携施設の確保の特例です。

1点目で原則、家庭的保育事業等は卒園後の受け皿の提供を行う連携施設を適切に確保しなければならないと規定されていますと説明したところですが、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所においては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を要しないとするものでございます。これは、保育所型事業所内保育事業所においては、定員が20人以上の規模であり、保育士の配置等も認可保育所の基準と同様であるため、特例的に確保義務が緩和されたものでございます。以上が第46条第2項関係です。

3点目は、居宅以外で保育を提供している家庭的保育の食事の提供に係る経過措置の設定でございます。

現行規定では、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業においては、自

園調理への移行を10年間猶予する経過措置が設定されていますが、今回、家庭的保育者の居宅以外で保育が行われている家庭的保育事業においても、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、10年間猶予する経過措置が設定されたものでございます。以上が附則第2条第2項関係です。

17ページをお願いします。

4点目は、連携施設の確保に関する経過措置の期限の延長です。

これまでも原則、家庭的保育事業者等は卒園後の受け皿の提供を行う連携施設を適切に確保しなければならないと規定されていますと説明したところですが、現行の附則の規定においても連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると認める場合は、5年間は連携施設の確保をしないことができるという経過措置がございまして。今回、この経過措置の期限を、さらに5年間延長して10年間といたすものです。以上が附則第3条関係です。

最後に、この改正条例の施行期日は公布の日です。

なお、参考まで申し添えますが、現在のところ、鹿島市内において家庭的保育事業等の認可を受けた事業は行われていないところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありますか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろ御説明いただきましたけど、それぞれ要点的な説明がありましたが、全くどういう状況かわからないので教えていただきたいんですが、鹿島ではこういう事業はやっていないということですからいいかもわかりませんが、いつ、どういう形で生まれるかわからないという状況もあると思いますので、例えば、説明資料の16ページの中で「家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育についても、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とする。」というのは、これはどういう意味なんですか。私にはよくわかりませんので、その辺についての御説明をお聞かせください。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えいたします。

基本的な原則としては、小さな保育所みたいなイメージで捉えてもらったほうがいいかと思うんですが、家庭的保育者の居宅で保育を提供している事業者の方というのは、基本的には自分の事業所で調理をして給食を提供する必要があります。

ただ、これにつきましては、居宅で家庭的保育を行っている場合も、実際問題として、なかなか全国的に給食を自園調理で提供することが難しいというような側面もございまして、国のほうでは自園調理の適用を猶予するような経過措置期間というのを10年間設けておられます。

今回改正をしているのは、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している——事業所の場所が違うということなんですけれども、そういう場合の家庭的保育についても自園調理の原則の適用を猶予するというような経過措置期間を10年間とするというふうな改正内容でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

内容自体がわからないので、わからないんですよ。結局、小規模の保育をされているところで、そこで調理をするということは許されていると見るんですかね。そのための制限があるんですかね。ちょっと私、ごめんなさい、その辺のやり方というのが全く見えておりませんので、今の説明で全く理解できないんですがね。その辺はどうなんですかね。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

説明が余りうまくできなくて済みません。自園調理というのは、基本的には調理員さんとか、あと調理施設をその場所に設置しないといけないという課題があります。家庭的保育事業者においては、そういう施設とか人を雇うということが今の状況ではなかなか浸透していないというところがあるので、国のほうが、施行日である平成27年4月1日から10年間は猶予期間を設けて、その間に準備をしてくださいといったことをこの制度では規定しているということです。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

じゃ、今はいろんなことの規則はなくて、その家庭で調理したのを出しているけど、ちゃんとした形にきなさいという期限を10年間延長するという形で、ちゃんとしたのにしなくちゃいけないということで理解していいんですね。

鹿島市の場合はそんなに保育所が足りないというようなことはないのですが、余りないと思いますが、今後こういうのができてくる可能性もあると思いますので私はお尋ねしましたが、

わかりました。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第61号 鹿島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第61号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第62号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6. 議案第62号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

議案第62号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は17ページから、議案説明資料は18ページからでございます。

まず、議案書17ページをお願いします。

今回の提案理由ですが、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものです。

概要につきまして、議案説明資料で御説明いたします。

18ページから39ページまでは新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

40ページをお願いします。

まず、改正理由について御説明いたします。

今般、幼児教育・保育の無償化に対応するため、子ども・子育て支援法が一部改正されたこと等に伴い、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

においても一部改正が行われております。このうち、利用定員に関する事項のほか、内閣府令で定めるものについては法律で国の基準に従い定めることになっているため、本市の基準条例においても国の基準に合わせて所要の改正をするものでございます。

次に、主な改正内容について御説明いたします。

最初に、(1)幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の取り扱いについてでございます。

具体的な内容に入ります前に、本説明資料で使用している認定区分について御説明をいたします。

就学前の子供の保護者は、幼稚園、保育所及び認定こども園の利用においては、子ども・子育て支援法第19条第1号から第3号までの区分に基づき、市町村の認定を受けなければならないと規定されています。1号認定とは、満3歳以上で幼稚園または認定こども園の教育認定を利用する場合をいい、2号認定とは、満3歳以上で保育所または認定こども園の保育認定を利用する場合をいい、3号認定とは、満3歳未満で保育所認定こども園の保育認定または、先ほど議案第61号で説明いたしました家庭的保育事業等を利用する場合をいうものでございます。また、ここでいう給食費とは、御飯等の主食費とおかず等の副食費をいうものでございます。

それでは、(1)のAの内容について御説明いたします。

これまで2号認定においては、主食費は施設で徴収し、副食費は保育料の一部として市が徴収しておりましたが、保育料の無償化に伴い、副食費も施設による実費徴収を行うよう改正されたものです。

なお、1号認定においては、これまでも主食費、副食費ともに施設が徴収しており、現行どおりの扱いのままとなります。

また、3号認定においては、これまで主食費、副食費ともに保育料の一部として市が徴収しておりますが、今回の無償化の対象範囲が市町村民税非課税世帯までと限られるため、現行の扱いを継続することとなっております。

次に、(1)のイの内容について御説明いたします。

これまでも保育料については、非課税世帯など所得に応じた無償化や多子軽減などは段階的に行われてきたところですが、今回、保護者の市町村民所得割の合算額が1号認定においては77,101円未満、2号認定においては57,700円未満、ただし、ひとり親世帯または障害者世帯については、77,101円未満の世帯については副食費の負担を免除するものです。また、所得にかかわらず、保育料の算定において第3子以降と判定されている子供を対象に副食費の負担を免除するものです。

なお、これらの免除相当額については、施設に対する給付において加算されることとなります。

以上が第14条第4項第3号関係です。

41ページをお願いします。

これまで説明いたしました幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の取り扱いについて、無償化に伴う負担方法の変更、免除対象者のイメージを上段に掲載しております。

繰り返しになりますが、満3歳以上の1号認定及び2号においては、現行制度では保育料と主食費、副食費等を合わせた額が保護者負担額となりますが、10月1日からは保育料の無償化に伴い、主食費、副食費等の額が保護者負担額となります。

また、下段には個別の保育料及び副食費負担のイメージを掲載しております。保護者の市町村民税所得割の額ごとに5つのパターンで、現在と10月1日以降の保護者負担額について比較を行っております。ただし、パターンは第1子の場合で、主食費、副食費の額は国の基準額とみなして試算しているものです。

42ページをお願いします。

次に、(2)特定地域型保育事業者等における連携施設の確保の特例及び経過措置の期限の延長について御説明いたします。

まず、末尾の参考、特定地域型保育事業に含まれる事業内容をごらんください。

先ほど議案第61号で説明しました内容同様、この条例でいう特定地域型保育事業についても、この表にありますとおり、4つの事業を総称して特定地域型保育事業と規定しております。

次に、改正内容について、かいつまんで御説明をいたします。

まず、アの代替保育の提供元としての小規模保育事業A型等の追加です。原則、特定地域型保育事業者は、代替保育に係る連携施設、保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならないと規定されています。ここでいう代替保育とは、特定地域型保育事業者の職員の病気休暇等により保育を提供することができない場合に、その事業者にかわって提供される保育のことを指しております。今回、代替保育に係る連携施設を確保することが著しく困難である場合において、一定の要件を満たすときには連携、協力を行う者として、小規模保育事業者A型、B型または事業所内保育事業を行うもの等を確保することをもって連携施設を確保することにかえることができるとすることです。以上が第43条第2項及び第3項関係です。

次に、イの卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和、ウの満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育所の連携施設の確保義務の免除及びエの連携施設の確保に関する経過措置延長（5年から10年）に関する改正内容につきましては、先ほど議案第61号で説明した内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

なお、議案第61号でも申し上げましたとおり、現在のところ、鹿島市において特定地域型保育事業の確認を受けた事業は行われていないところでございます。

最後に、この改正条例の施行期日は、(1)の幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の取り

扱いについてが令和元年10月1日、(2)の特定地域型保育事業者等における連携施設の確保の特例及び経過措置の期限の延長についてが公布の日となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

何点か質問をしたいと思いますが、最初に、議案説明資料の40ページ。

今回、10月からの消費増税に伴っての幼児教育・保育の無償化ということでございますが、この保育料の無償化については、極端な話をすれば、給食費も無償化になると思っておられる保護者さんもいらっしゃるようです。詳しく説明というか、そういうのが必要ではないかなと思うんですが、この後、例えば、保育所関係、あるいは保護者さんに対する説明ということをごどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えいたします。

杉原議員が申されたとおり、今回の幼児教育・保育の無償化につきましては、消費税の引き上げに伴う国の施策ということになります。

副食費につきましては、現在、保育料の一部として市のほうが徴収をして、それで園のほうには施設型給付ということで、いわゆる副食費の分の経費についてもお支払いをしているところです。

それで、今回、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、副食費につきましては今まで保育料に含まれていましたが、保育料が無償化になったので、その副食費については園のほうの実費徴収をするというふうなことで変更されたということになります。

この副食費を施設が徴収するということの趣旨なんですけれども、これは国の見解なんです。食材料費については在宅で子育てをする場合でも生じる費用であるということから、現行制度でも保護者が負担することが原則であると従来から整理されているところです。保護者は今現在も負担をされています。ただ、保育料の中に含まれているということで、これが副食費だというのが明確になっていないというようなところです。

それで、国は今回、無償化に当たって、保護者から実費として徴収している通園送迎費とか食材料費、行事費などの経費については無償化の対象から外すということでの考えでございました。ですから、無償化の対象から外されたということで園のほうの実費徴収をするというような形になります。

なお、今回、副食費を無償化に伴い実費徴収するようになっしたのは保育所のことであり

まして、いわゆる幼稚園については従来から主食費、副食費ともに園のほうで徴収をされていたという経過もございます。そこら辺との公平性あたりも勘案されての決定かなというふうに考えています。

それで、その副食費について保護者に対して説明をいうことですが、副食費の制度改正も含めたところでの幼児教育・保育の無償化につきましては、まず、私たちがそれぞれ市内の各園に説明をしております。園への説明が終わった後、各園のほうで保護者説明会を開催されているところです。園のほうから市のほうに、保護者説明会のほうもぜひ立ち会って欲しいというふうな要請もありましたものですから、私たちのほうでも園が主催する保護者説明会のほうに赴きまして、今回の幼児教育・保育の無償化、いわゆる保育料の無償化と副食費の園による実費徴収については御説明しているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

この幼児教育・保育の無償化については、保護者の方にとっては非常にメリットがあるわけなんです。その辺のところをきちんと理解をしていただくということがやはり重要ではないかなと思っておりますので、混乱がないように、保育園の方とともにしっかりとその辺の説明、あるいはフォローをお願いしたいというふうに思っております。

次の質問ですが、主食費と副食費について質問をいたします。

私の認識ですと、主食費はお米やパン、副食費はおかず、あるいは保育園ではおやつなんかもあると思うんですけれども、おやつ代ということで考えておってよろしいのでしょうか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

杉原議員がおっしゃるとおり、主食費については、いわゆる御飯等になるということです。副食費の範囲ですが、副食費は一般的にはおかず代です。なお、おやつ、牛乳、お茶代なども含むというふうにされております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

例えば、無償化に伴っても主食費の3千円は保護者の方が負担するというところでございます。お米とかということで、例えば、自宅からお米を持たせている子供さんとかもいらっ

しゃるかと思うんですが、そういったケースはどのようになるのでしょうか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

現在でも市内の保育所等では、いわゆる現物持参という方法をとられているところがあるということです。

今回、議案説明資料の41ページに主食費は3千円ということで掲載していますが、これは一つの例でございまして、国のほうが保育料に含まれている基準として3千円というのを挙げております。ですから、現物持参となりますと、3千円というふうな金額にはならないんじゃないかなと思います。

それで、今回、副食費の徴収ということになりますけれども、今のところ市内の保育所につきましては、どの園の方も4,500円を現金といいますか、いわゆる現物持参という方法ではなくて、現金のほうで徴収される予定でございます。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

質問をしたいと思いますのですが、今回、保育料が無料になるということ、本当に望ましいことだとは思いますが、私たちもそのことは以前からも訴えてきたわけですが、ただ、今回の保育料無料については、先ほど杉原議員のほうからおっしゃったように、消費税で充てるなどというふうなこともうたわれておりますが、それがどういう形になっていくかはまた別としまして、保育料金が無料になるにもかかわらず、本当に皆さんがもろ手を挙げて喜んでいくかというところ、そうじゃない。心配もたくさん出てきているのはいろんなもので見ますし、また、地元の方からも聞いています。特に、園を運営されている人たちの中にもいろんな形で、どうなるんだろうかというような御心配をされている方がいるのは間違いありません。

お尋ねをしたいと思いますのですが、まず、今、保育園、先ほど特別な家庭内云々もありましたが、いろんな体系の保育園、認定こども園というのがあると思いますが、鹿島市全体で幾つその園があって、定数は何人になっていきますか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

市内で、いわゆる保育所というものが14園あります。それから、私立の幼稚園が1園です

ね。それと、認定こども園が1園、合計16園がございます。

あと、園児数なんですけれども、ことしの4月1日現在で在園児数が1,167人となっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、今回の制度によって保育料が無料になるのは1,167人の全てでしょうか、それとも、どれくらいの人数になるんですか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

今回、無償化の対象となる園児数は見込みですが、787人というふうに見込んでおります。以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

じゃ、次にお尋ねをしたいと思いますが、これまで保育料金の滞納状況が大体どれくらい出てきていたのか、昨年度の決算書を見たらわかると思いますが、大体のところ結構ですので、今年度のももいいですが、お知らせください。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

平成30年度の保育料の滞納の状況ですけれども、収納率が93.15%で、いわゆる未収金の額が17,491,840円がございます。本来徴収すべき額は258,246,560円で、収納率としては93.15%、未収の額が17,500千円程度あるということです。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

心配をされるのは、保育料を納めんでよかごとなつたけん、給食費ぐらいいいじゃないかという、もちろんそうだと思いますが、そういうのもあると思いますが、保育料の滞納があったのでわかるように、給食費だって納められない家庭もあると思うんですよ。

そうなった場合に、結局、今回は園で直接集めるということになりますので、そういう家庭が出てきた場合の子供たちの取り扱いだとか、いろんなのが私は問題になるんじゃないか

と思うんですよね。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

まず、全体として副食費、今回の条例改正で御説明したとおり、いわゆる所得割の金額が1号認定で77,101円、2号認定で57,700円未満の世帯については免除をするという制度がまずあります。それで、副食費の免除をまず行います。その上で、園のほうで実費徴収をお願いするという事なんですけれども、もちろん、基本的には園のほうで、ほかの行事費とか、いろんな諸経費と一緒に徴収されると思います。

利用者の方が副食費を滞納されるという理由は、経済的な理由のほか、例えば、園等の中で意思疎通とかが損なわれているといった事情もひょっとしたら生じるかもしれません。そういった場合は、市としても滞納のある保護者等から事情を聞いて、その理由とか改善対策等を検討するという事は一つ考えられるんじゃないかなというふうに思います。ただ、最終的には、その保護者に対して園への支払いを促すというような支援になるんじゃないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、子供たちの貧困問題もいろいろありますが、やっぱりこういう状況によって一番大事な主食費、副食費が払えないという人が一人でもあつてはよくないと思うんですよね。その辺については後でまたお聞きしたいと思いますが、じゃ、今回、主食費、副食費を合わせて、鹿島市いっぱいどれだけの金額になると見積もられていますか、総額。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

主食費のほうは、実は現物持参の園が非常に多くございまして、金額としてはなかなか換算できないということになります。

副食費については、今回の条例改正で徴収免除となる方が、園児数が約300人ほどおられます。3歳から5歳までの園児数が748人ですので、残りの448人については副食費の徴収の対象となるということになります。これは試算ですけれども、残りの448人について、単純に月4,500円を乗じた場合は年に24,000千円程度にはなるんじゃないかというふうに考えて

おります。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

金額的ないろんな問題については、私、今回、一般質問でも出しておりますので、具体的な問題についてはそのときにしたいと思いますが。

最後にしたいと思いますが、こういう制度ができたことで、既に1回ぐらい園のほうとも話し合いをなさったと思いますが、そういうのに対して、経営をされている園のほうからどういう問題が出ているのか、その辺がもしありましたらお知らせください。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

説明した後、園のほうからは、今回の副食費の実費徴収についての御意見等がやはり多いということです。実費徴収をすることで職員が多忙になるといったような意見が保育所のほうからは出ているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

終わりにしますが、いろいろ問題が多い今回の制度だと思いますので、今後またいろいろ考えていかなくちゃいけないと思っております。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

ちょっとわからない部分もあったので、1点だけお伺いをいたします。

今回の制度につきましては非常にいい制度ができ上がったなというふうな気がしておりますが、今まで保育料がゼロ円だった方が、新たに副食費だけを払うというような、要するに無償化だったものが実質負担増になった方というのは、この中にはいらっしゃるんですか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

今までゼロ円ということは、例えば、非課税世帯であった方が今まで保育料が既にゼロ円

だったというような場合があるかと思います。そういった場合については、今回、条例改正で、所得割の金額がある一定の額未満の方は副食費まで免除するというふうにしておりますので、今までゼロ円だった、非課税とか所得の低い階層の人たちが、新たに副食費だけ実費徴収になることはないということです。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほども松尾征子議員のほうから出ておりましたけれども、副食費を保育園とか幼稚園が、自分たちが徴収していくという形になると、どうしても滞納が出たりということで保育園側の対応も非常に難しくなってくるんじゃないかなと思います。こういう副食費の滞納ということがもし出てきた場合、今後、保育園側はどういうふうな対応をとられていくかというのは、市のほうで何かアドバイスとか対策とか考えていらっしゃいますか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

園のほうから滞納に対する支援あたりも当然、意見として出ているところです。

具体的には、どういった支援にするのかというのは、まだ今後のことになるのかなと思いますけれども、個別の案件について市のほうとしても、その保護者に対して何らかの改善策等を検討して支払いを促すといった方法がいいのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今、数名の議員の方が質問されていますけど、私も今回の社会保障を充実する制度、消費税10%の見返りではないですけど、こういうふうになること、これは保育料の無償化は私も議会でも訴えてきました。本来だったらゼロ歳児から2歳児までも全て無償化になるのが私は理想だろうと思っています。その第1弾として、こういうふうに3歳児以上が無償化になるということはいいことです。

ただ、先ほどから出ているように、この副食費がやっぱり未納とか滞納の場合、ここが園の負担が非常に大きいということです。大体これは働き方改革に逆行しているんですよ。今までは行政がこれを徴収していて、今度は園のほうに実費を徴収してくださいと。これもまたおかしい。

先ほど課長が答弁をしていましたけど、昨年度約20,000千円近く未納、滞納という金額が

出ていたと。そしたら、副食費を含めて市が一括して保育料として徴収をしていて、その未納をされた分は副食費として園にはどのように、それはどこかが負担をして副食費分は園に戻されていたんですか。それはどうですか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

確かに、保育料の滞納がありましたが、滞納があるというのは、あくまでも収入の問題であって、園に対する、いわゆる施設型の給付費においては、これを国で定めた基準のとおり
に支出をする必要があるので、滞納分が園のほうに反映するという事は今まではないとい
うことです。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

多分そうでしょうね、園にそんな負担をかけるわけがないですから。しかし、今度から園
に負担をかけるんですよね。園が徴収しなければならないと。

16園あって昨年度が20,000千円ぐらいの未納、滞納があったと。じゃ、1園当たり平均し
てみれば、1,000千円超しますよね。もしこれを園のほうになかなか集め切れないと。いや、
先生、もうちょっと待ってってください、半年、1年、こうなってきたときに。だから、こ
の制度のここがおかしいと私は言っているんですよ。今までどおり全て行政が徴収をするん
だったら別にいいですよ。

だから、先ほどからほかの議員が質問しているように、そういうふうな問題が起きたとき
に、市はどういうふうな助言、そして、フォローをしてあげるのか、もう決めていますか。
市はこういうふうにあなたたち園のほうに協力をいたしますと。それは説明会で申されまし
たか。それをお答えください。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えする前に、まず、先ほど私が松尾征子議員の御質問のときに、平成30年度の未収額
が17,500千円程度というふうに申し上げましたが、これはあくまで保育料全体の未収額であ
りまして、全てが副食費の額ということではございません。

それで、今の御質問なんですけれども、実際、説明会のときに、やはり園のほうからは滞
納に対する課題というものが、やはり今回の副食費の実費徴収に当たっては一番頭を抱えら

れている問題だろうということは当然私たちも認識をしているところです。

滞納となりますと、園と保護者、個人の関係ということになるので、そこについてはうちも園のほうから相談があれば、少し介入して保育所への支払いを促すということは当然していいですよということまではお話ししていますが、具体的にどういった方法でということまでは現在のところまだ、今後の検討になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

来月からこれは実施されるんですよ。だから、そのあたりは説明会をする段階である程度決めておいたほうがよかったですよ。

私も園のほうに、数園、聞きに行きました。園によっては、現金で徴収するところ、それから、郵便局の振替、そういうふうなのを利用するとか、さまざまなことを考えていらっしゃると思います。やっぱり一番言われるのは、そこに1人の保育士さんをまたつけないといけないと。だから、私は最初から言っているように、これは働き方改革に逆行している。

保育料無償化について反対する気はないです。これはいいことだと思います。しかし、それに伴うさまざまな作業については、行政側はもっと協力をすべきだということを添えて、質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま審議されております案件については、私は反対をしたいと思います。

保育料金の無償化ということは、本当に喜ばしいことであると思います。

特に、今回、消費税によって無償化をという安倍政権の考えですが、これは消費税導入のためのものであると言っても言い過ぎでないと思います。これがどういう形に、消費税は10月1日からということですが、どうなるかわかりませんが、もしこれができなくなったらどうなるんだろうかなという考えもあるわけですが、今回、無償化といっても全ての子供たちではないわけですね。地域の宝である子供たち、せつかくの制度です。同じ子供たち、同じに扱われなくてはならないと思います。

さて、今回は副食費、食事代を直接納めるというものですが、保育料は要らなくていいか

ら食事ぐらいはというものではないと思います。食事代が滞納になった場合の子供たちはどう扱われるのでしょうか。今回、食事代としては、免除初め、いろいろ徴収の方法があるようですが、先ほどの答弁では、現時点で見積もって24,000千円ぐらいとの回答がっております。どうでしょう、これからの鹿島市の子供たち、少子化対策にもつながります。この24,000千円の負担ぐらい市が持って当然だと私は考えます。

さらに、食事代については園が直接集めるということで、既に園から不安の声も上がっている状況です。

こういう状況ですから、これが10月1日から施行されるということですが、もっとその辺のあり方を十分に審議し、どうしていくのかということをはっきりして、園であろうが、執行部であろうが、市民であろうが、本当に納得できる形に持って行ってから導入しても私は遅くないと思います。

確かに、保育料の無償化については国が決めるわけですから、それでもいいと思いますが、その辺について私は、まだこの案件について十分な議論ができていない、十分な取り扱いができる状況じゃないということで、今回は反対をいたします。

○議長（角田一美君）

ほかに討論ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

私はただいまの議案第62号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどの議案審議の際、私も質問をいたしました。これは保育所等に子供たちを通わせる親が待っていた法案です。ようやく保育所の無償化、3歳以上という年齢制限はありますが、これは保護者の方に本当に喜ばれる新しい制度だと思っております。もちろん、それに伴って、まだまだ整備が不十分なところはあります。先ほどから出ているように、主食費、副食費、この徴収方法についてや、そしてまた、今まで未納、滞納、そういうふうなところをどのように今後改善をしていくか、問題はまだあるかもわかりません。

しかし、まずは私たち、この議会の中でも訴えてきた保育料の無償化のまず一步が実現することは歓迎をすべきだと思います。これはケーブルテレビをごらんの保護者の皆さんも納得していただけたらと思っております。ですので、この議案第62号について賛成といたします。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第62号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第62号は提案のとおり可決されました。

ここで10分ほど休憩します。14時45分から再開します。

午後 2 時35分 休憩

午後 2 時45分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第 7 議案第63号

○議長（角田一美君）

次に、日程第 7. 議案第63号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

議案第63号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は29ページから、議案説明資料は43ページからです。

まず、議案書29ページをお願いします。

今回の提案理由ですが、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

概要につきまして、議案説明資料で御説明いたします。

43ページは新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

44ページをお願いします。

まず、改正理由について説明いたします。

今回、国が定める基準のうち、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員になるための要件について、一部改正が行われております。

ここでいう放課後児童支援員とは、基礎的な資格要件を満たした者のうち、放課後児童支援員認定資格研修を修了した者をいいます。

放課後児童健全育成事業に従事する者については、法律で国の基準に従い定めることになっているため、本市の基準条例においても国の基準に合わせて所要の改正をするものでござ

ございます。

次に、改正内容について御説明いたします。

先ほど申し上げました放課後児童支援員認定資格研修は、従来、都道府県のみ行っていましたが、新たに政令指定都市においても行うことができるようになったため、本市条例においても放課後児童支援員になるための要件に、政令指定都市が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者を加えるものでございます。

最後に、施行期日は公布の日でございます。

参考まで、関係する国が定める基準の新旧対照表を末尾に掲載しておりますので、ごらんください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第63号 鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第63号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号

○議長（角田一美君）

次に、日程第8. 議案第64号 鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤井都市建設課参事。

○都市建設課参事（藤井節朗君）

それでは、議案第64号 鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は31ページ、議案説明資料は45ページからとなります。

まず、議案書31ページをお開きください。

提案理由としましては、道路構造令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料で御説明いたしますので、議案説明資料の49ページをごらんください。

改正理由としましては、道路構造令の一部改正に伴い、鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、既設の道路のみならず、新たに整備する道路における自転車通行空間の確保を推進するため、自転車通行帯の設置に関する基準を定めるとともに、自転車道の設置に関する要件を改めるものでございます。

大きく2つの項目がございます。

1点目でございますが、自転車通行帯についてです。これは、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道の部分をいいます。

設置する道路条件としまして、(ア)「自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路」、(イ)「自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路」となっております。

ここで、「交通量の多い第3種又は第4種の道路」という条件につきまして御説明いたします。

参考として記載しています50ページの資料をごらんください。

上段に道路構造令第3条の抜粋としまして、道路の区分を記載しております。道路構造令では道路の区分を第1種から第4種までに区分されておりました、第1種、第2種は高速自動車国道及び自動車専用道路として区分されています。いわゆる高速道路として認識されている道路でございます。それに加え、第3種、第4種の道路については、その他の道路として区分されておりますが、その他の道路というのは国道、県道、市道などが該当いたします。

次に、設置する道路条件としまして「交通量が多い」という表現となっておりますが、下のほうに整備形態選定の考え方を記載しております。

表を見ていただきますと、交通量の多い目安が記載されておりますが、自動車の多い目安としまして1日4,000台以上、自転車が多い目安としまして1日500台以上、歩行者の多い目安としまして1日500人以上となっております。

ただし、最下段の米印4にもありますように、先ほど説明しました数値は、あくまで交通量の多い場合の目安値でございます。具体的な整備に当たっては、道路交通の状況等を総合的に勘案した上で、各道路管理者が関係者と合意を図ることとなっております。

49ページにお戻りください。

続きまして、構造条件について御説明いたします。

「幅員は、通行する自転車の安全を考慮し基本1.5メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。」という形となっております。

大きい改正内容の2点目になります。

自転車道の設置要件です。「設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を追加するものとしております。

施行期日は、公布の日からとなります。

議案説明資料45ページから48ページまでは新旧対照表になりますが、説明を省かせていただきます。

これで説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

私もちょっと質問したいと思えますけれども、鹿島市で、いわゆるこの自転車道をつくることに該当する道路というのがあるんでございましょうか。

○議長（角田一美君）

藤井都市建設課参事。

○都市建設課参事（藤井節朗君）

お答えいたします。

先ほど申しました、50ページ記載の参考資料のほうにあります交通量の多い状況についてでございますが、現在、鹿島市でこの条件にきれいに合致するような、全て満足するような道路というもの、交通量が多い状態にある路線というのはないものと認識しております。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

交通量からいったらそうだと思うんですけれども、ただ、朝の通勤、通学の時間帯、御存じの方もいらっしゃると思えますけれども、肥前鹿島駅に自転車がいっぱいとまっているんですよ。あの自転車に高校生が一斉に乗って高校まで行きます。すごい数です。私も何度か経験していますけれども、非常に危険だなと。高校生が危ないという意味なんですけど、非常に集団でどっと行くんですよ。帰るときは少しばらばらなだけで、それでも交通量が多いんです。これも、いわゆる国道207号の旧道のほうを走って行って、ピオの「かたらい」の横、あの狭いところを一斉に、かなりスピードを出しながら行きます。

こういう状況があるのに、これは危険じゃないという認識なのかなという意味で私は今聞いたんですけれども、そこら辺はいかがですか。

○議長（角田一美君）

藤井都市建設課参事。

○都市建設課参事（藤井節朗君）

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、ピオの「かたらい」の狭いところを朝の通学時間帯、多くの高校生が通学している状況については把握をしているところでございます。

ただ、その時間帯について、総合的な交通の状況等を見ていただきますと、自転車はかなり多くはありますが、そこを通過する自動車がタイミング的に何台ほどあるのか、もしくはそこからの歩行者の数がどれだけあるのかというところまでは、正直ちょっとまだ把握し切れていない状況もございます。

先ほど御説明した中で、総合的な交通の状況を把握した上で最終的には関係機関、警察等との合意形成を図るという形になりますので、まずもって現地のほうを一度確認してみたいとは思っています。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ピオの横だけじゃなくて、207号井手～西葉線のところも市道になると思いますけど、そのところを、ちょうど今の県道を一斉にどっと走ってきて、実は国道を自転車がそのまま横切っていくんです。だから、非常に危ないなと、私はそう思っています。交通量はそのときは、車の数よりも多いんです。多いけれども、自転車に対する配慮はあそこに何もございません。

そういう状況なのに、鹿島市には対象がないといって本当にいいのかなと私は思ったものですからこういう質問をしています。例えば、井手～西葉線のところに関しても同じような状況だという認識でございませうか。

○議長（角田一美君）

藤井都市建設課参事。

○都市建設課参事（藤井節朗君）

お答えします。

高校生の通学路形態において、207号を通行する車両もあれば、ピオまでの市道、織田病院の裏のところとか通行している状況もあるかと思います。

207号については現在、街路事業で歩道等の整備をきちんと今されておりますし、狭いところの市道関係についても、こういった大規模な自転車道の整備だけでなく、ソフト的な、例えば、通行規制を実施するとか、そういったことでの対応も一つの方法としてあるかと思っております。

まずもって、全体的にどこがどういった状況なのかというのを現地確認しながら、警察を交えて適切な対応を検討していこうかなとは思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

道路交通法では、自転車は車道を走ることになっています。歩道を走るのは、実は原則禁止なんですよね。だから、歩道を整備するからそこを走らせれば良いという考え方は、道路交通法上はおかしいということだと私は思います。ですから、もし自転車道をつくるんだったら、1.5メートルの幅であっても、1メートルの自転車道というのをあそこはつくるべき場所じゃないかなと、私自身はそう思っています。

そういうことで、ぜひそういうのを考えていただきたいということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

藤井都市建設課参事。

○都市建設課参事（藤井節朗君）

まず1つ、先ほど自転車の通行の制限、通行する場所のお話がありました。自転車は原則、車道の左側を通行するというのは議員がおっしゃるとおりでございます。ただ、原則はそうなんですが、歩道が整備されている場所、もしくは自転車・歩行者道という形で道路と歩道が構造的に分離化されている場所におきましては、自転車は歩道を通ってもよいというような条例になっているかと存じております。なので、必ずしも自転車は車道を通らなければならないという状況ではないと思っております。

先ほどから申しますように、危険な箇所等については市民の皆様等からの御要望もいろいろあるかと思しますので、まずはそういったところのお話を聞いて、また現場の道路状況等を勘案しながら、関係機関と協議、調整を進めていきたいと思っております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第64号 鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第64号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明13日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会します。

午後3時5分 散会